

建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続について

1. 目的

周南市が発注する建設工事に対し、入札に参加した者が積算内容に疑義申立てを行う場合の手続を定め、競争入札に関する透明性及び公平性を確保することを目的として試行します。

2. 申立ての対象となるもの

周南市条件付一般競争入札（事後審査方式）により入札を執行する工事のうち、設計金額が1,000万円以上の土木一式工事で、**入札後に公表する金額入り工事積算内訳を確認しなければ判明しない積算上の疑義を対象とします。**
(入札不調等、落札候補者が決定しなかった場合を除く。)

申立ての対象外のもの

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの（質問期間に同様の質問がされ回答しているものを含む）
- (6) 単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの
- (7) 工事積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの
- (8) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (9) その他積算疑義の申立て対象外として判断されるもの

3. 疑義申立てを行うことができる者

当該工事の入札に参加したすべての者が申立てを行うことができます。

4. 疑義申立て手続の流れ

【入札執行～保留】

開札後、積算疑義申立て制度により入札を保留します。保留についての内容は、掲示板で発表します。

※低入札価格調査対象案件については、疑義申立て期間終了後、低入札価格調査を行います。

【工事積算内訳の閲覧】

工事積算内訳は入札保留後に工事担当課で公表します。必要な手続きを経て閲覧してください。

【積算疑義申立て方法】

積算疑義がある場合は、入札日（開札日）を1日目として3日目（本市の休日を除く）の午後4時までに契約監理課へ「積算疑義申立書」を封筒に入れて持参してください。（郵送・FAX等持参以外のものは不可）なお、疑義内容については具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※積算疑義申立て期間終了後の疑義申立てについては受付を行いません。

【積算内容申立て期間終了後の対応】

◆積算疑義の申立てがなかったとき

落札候補者を決定し、入札事務を続行します。

低入札価格調査制度対象工事の場合は調査を開始します。

◆積算疑義の申立てがあったとき

積算疑義申立者への回答は、申立て期間の末日を1日目として5日以内（本市の休日を除く）に工事担当課から「積算疑義申立て回答書」により通知します。

⇒積算内容に誤りがなかったとき

落札候補者を決定します。

⇒積算内容に誤りがあったとき

原則として入札を中止します。

5. 導入時期

平成30年10月1日以降に周南市条件付一般競争入札（事後審査方式）により入札公告を行う工事のうち、設計金額が1,000万円以上の土木一式工事において適用します。